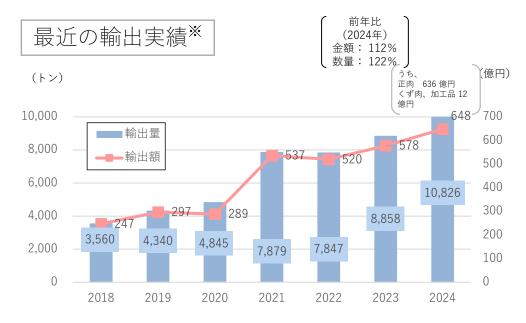
EU等輸出に仕向けられる牛(牛肉)における EUで使用が禁止されている薬剤の使用確認について

輸出要綱の改正の概要及び関係者への御協力のお願い

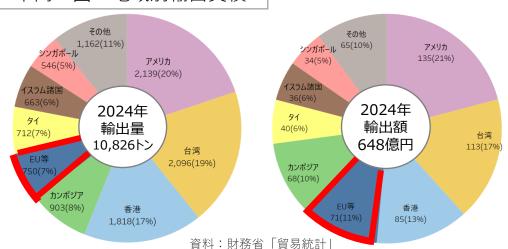
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 消費・安全局 畜水産安全管理課 輸出・国際局 規制対策グループ 2025年5月

牛肉の輸出について



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:1,132億円

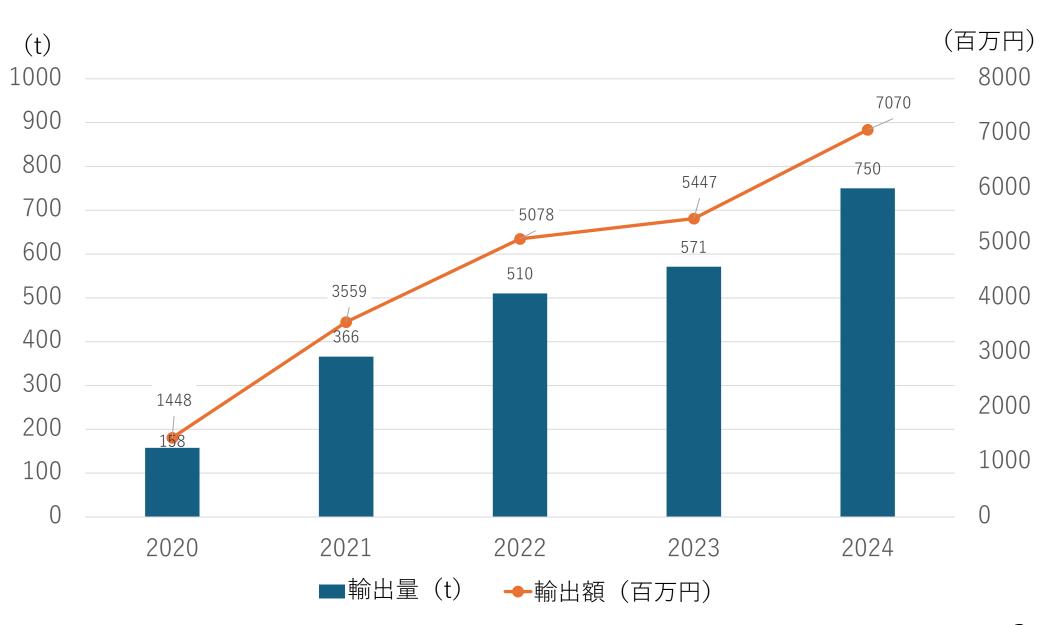
- 輸出可能国・地域香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、 米国、 EU、 英国、カナダ、オーストラリア、 マレーシア、インドネシア、UAE、 ロシア、ブラジル、 アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国 中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

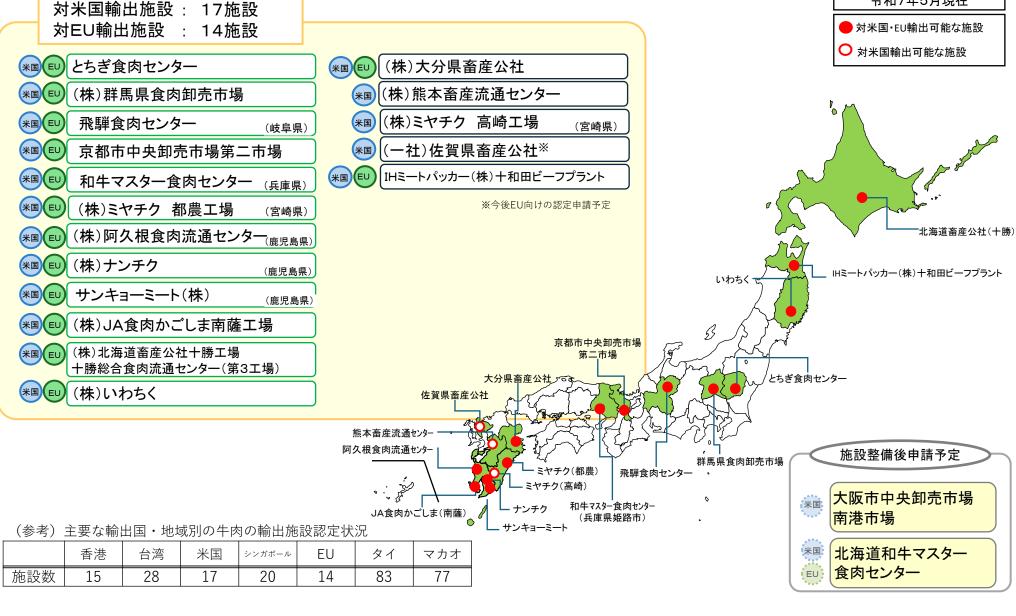
(2025年5月現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	28	17	20	14	83	77

EUへの牛肉輸出状況について



米国·EUに輸出対応可能な食肉処理施設(牛肉)の配置について



令和7年5月現在

米国·EU·台湾向け牛肉輸出認定に必要な事項(一部抜粋)

	要求事項	ΕU	米国	台湾
施設基準	輸出可能な畜種以外の処理 施設との分離	要 (完全に区画)	要 (完全に区画)	要 (ゾーニング、時間区分管理等 も可能)
	懸垂放血(ドライランディ ングゾーンの設置)	要	要	_
	懸垂レールの高さ	放血:4.9m以上 解体:3.4m以上	放血:4.9m以上 解体:3.4m以上	_
衛生管理	HACCP方式の衛生管理	要	要	要
	食肉処理施設の室温	12℃以下	10℃以下 (15℃以下かつ5時間毎に器具 の洗浄消毒でも可)	15℃以下
	必須の微生物検査	一般生菌数 腸内細菌科菌群 サルモネラ	大腸菌 STEC (腸管出血性大腸菌) サルモネラ	_
	残留物質モニタリング	要	要	_
アニマル ウェル	モニタリングの実施・記録	要	_	_
フェア	けい留中の給餌	12時間以上で要	 24時間以上で要	_
	 鼻環牽引	不可	不可	_
その他	フードチェーン情報管理	要	_	_

資料:「食肉輸出施設認定に関する手引書」((公財)食肉生産技術開発センター)

背景(EU査察における指摘事項等)

- ○本年3月、英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー(以下「EU等」という。)に 輸出する畜水産物について、EU等の輸入条件の適合状況確認のため、欧州委員会当局による 査察が行われました。
- ○査察では我が国で承認されている動物用医薬品等の畜水産物中における使用管理状況の確認が行われ、以下の指摘があったところです。
- ①我が国で承認されているエストラジオール安息香酸エステルは、EU等においてはあらゆる目 的で家畜への使用が生涯禁止されているエストラジオール17月の類似物質に該当する
- ②エストラジオール安息香酸エステルの使用に関して、我が国の国内法により公的機関が記録を確認できる枠組みがあるが、その記録はEU等向け輸出に当たり公的機関によって確認されていない
- ③EU等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、エストラジオール安息 香酸エステルを使用していないことを確認した上で衛生証明書等を発行する体制を早急に整 備する必要がある



EU等向け輸出牛肉の由来牛に対して、出生からと畜されるまでの間、 エストラジオール安息香酸エステルの不使用を確認する体制を構築

EU等向け輸出に係る要件(動物用医薬品関係抜粋)

残留物質等モニタリング

EU規則第2022/2292号に基づき、EU域内 に輸入される畜産物については、動物用医薬 品や農薬、環境汚染物質等の残留物質モニタリ ングを毎年実施し、EUに報告する必要。 (適合/不適合はEUの基準値等により判定)

- ・認定と畜場や生産農場等で、都道府県等の職員が筋肉、 内臓、尿、血清等をサンプリング。
- ・次の項目からランダムに検査を実施。

	スチルベン類 □	_
_	ヘノルハン規 🍑	_

- トロフラン類 □ ニトロイミダゾール類 □ 抗甲状腺薬
- □ 抗菌性物質 □ ゼラノール誘導体
- □ ステロイド類 □ 殺虫剤等
- □ 8 作動薬

□ 農薬

□ クロラムフェニコール □ 汚染物質

など

使用禁止薬

抗菌剤

適用)

EU規則第2023/905号に基づき、 薬剤耐性対策として、以下の抗菌剤 は生涯使用不可 (第三国には2026年9月3日から

①EUにおいて人医療に使用が限定

されている抗菌剤

②成長促進目的で使用される抗菌剤

ホルモン剤

EU規則第2022/2292号に基づ き、EU規則第96/22号で規定さ れる、成長促進作用のあるホルモン 剤の使用を制限するため、以下の成 分を含む薬剤はあらゆる目的で生 涯使用不可

- ①スチルベン類
- ②抗甲状腺薬
- ③エストラジオール17 β (発情同期化や治療目的でも使用不可)

その他

EU規則第2022/2292号に 基づき、EU規則第37/2010 号の表2に掲げられている物 質は生涯使用不可 (発がん性等が確認されている もの)

EU等向け輸出に係る要件(EUでの使用禁止薬剤リスト)

成分	国内の承認薬剤の有無
ホスホマイシン	あり(ホスホマイシン(注射、飼料添加))
スチルベン類	なし(使用禁止*(ジエチルスチルベストロール))
抗甲状腺薬	なし
エストラジオール17β(<mark>類似物質</mark> 含む)	あり(エストラジオール安息香酸エステル(注射、膣内留置))
アリストロキア属及びその調製物	なし
クロラムフェニコール	なし(使用禁止)
クロルプロマジン	なし(使用禁止)
コルヒチン	なし
ダプソン	なし
ジメトリダゾール	なし(使用禁止)
メトロニダゾール	なし(使用禁止)
ニトロフラン(フラゾリドンを含む)	なし(使用禁止)
ロニダゾール	なし(使用禁止)

^{*} 日本国内においても獣医師を含め牛に対して使用禁止

今般、**EUからエストラジオール17**8については類似物質も使用禁止の対象であるとの指摘を受けたことを踏まえ、国内で発情同期化等の目的で用いられているエストラジオール安息香酸エステルについても、EU向けに牛肉を輸出する際には、**生涯使用していないことを証明する体制を整える**こととなった。

EUで使用禁止になっているが日本国内では承認されている薬剤

ホスホマイシン

- ・主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として承認されている。
- ・全国での販売量は、牛に販売される抗菌剤 全体の0.2%(2023年実績)であり、<u>代替</u> 薬及びワクチンも存在。
- ・投薬記録は、<u>法令上は農家で記録・保存</u>することとなっている。(獣医師の診療簿にも記録あり)
- ・2024年からEU向け牛肉の由来牛については、移動時に農家においてホスホマイシンを使用していないことをリレー申告することで不使用を確認する枠組みを開始。

エストラジオール

- ・主に雌牛に人工授精等を行う際の発情誘起や 発情同期化、繁殖障害の治療薬としてのみ承 認されており、国内で広く普及。(<u>肥育牛には</u> 使用されない)※肥育など成長促進目的の承認薬はない
- ・発情誘起や発情同期化にあたっては、<u>エストラ</u> ジオールを使用しない手法も実施されている。
- ・使用にあたっては、獣医師により投与される ケースが多い。
- ・投薬記録は、治療の場合はホスホマイシンと同様。発情誘起など<u>治療目的以外の投薬記録は、</u> 法令上は獣医師の診療簿のみで確認すること ができることとなっている。



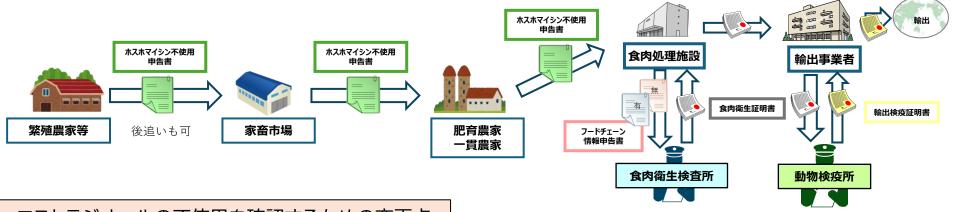
ホスホマイシンの不使用を確認する体制をもとにして、エストラジオール の不使用を確認する体制を整備

EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制

- ・ 農場は、関係法令等に基づき、農場等で保管されている薬剤使用記録等に基づいて、不使用申告書を作成。
- ・ 最終的に食肉処理施設に出荷する農場まで不使用申告書をリレーすることにより当該出荷牛の生涯でEU等における 使用禁止薬剤が不使用であることを証明。
- ・食肉衛生検査所はフードチェーン情報申告書に不使用の申告がされている場合にのみ、食肉衛生証明書を発行。

<変更点>

- ・ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加し、「ホスホマイシン不使用申告書」を「EU等禁止薬剤不使用申告書」 へ変更。
- ・ 農場一獣医師間にて、EU等における使用禁止薬剤の不使用に関する合意書を作成。



エストラジオールの不使用を確認するための変更点

✓ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加



※繁殖農家等は、経産牛を肥育素牛として移動させる場合など、エストラジオールが使用される可能性がある13カ月齢以上の雌牛を肥育農家へ移動させる場合には、<mark>獣医師に確認の上、</mark>不使用であることを肥育農家へ申告。 (雄、去勢、13か月齢未満の雌においてもホスホマイシンだけでなくエストラジオールの不使用申告も必要)

✓ 発情誘起など治療目的外での使用記録を必要に応じて確認できるよう、農家と獣医師の合意書を追加



EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(様式例の変更)

EU使用禁止薬剤不使用申告書

対象:EU向け輸出牛肉由来牛を**肥育農家**及び当該農家に素牛を供給する繁殖農家

※従前のホスホマイシン不使用申告書がEU使用禁止薬剤不使用申告書に変わります

□ (様式例)←	
	<u>氏名・名称:</u>
	住所 :←
	電話番号 : ←
4	
4	
での期間、ホスホマイシンを使用し	は、出生〈転入している場合は転入日〉から転出ま していないことを申告します。↔
4	記
e	
1. 個体識別番号:	
4	
2. 生年月日 :	<u> </u>
4	
3. 転入有無 : <u>無し</u>	· 有り (転入日: 年 月 日 <u>)</u> ↔
※該当する方に〇(転入「有り」の	の場合は転入日を記入)↔
éi	
4. 転出日 :	<u>年月日</u> ←
é.	
Ą	4
	以上中

				氏名	· 名	陈:						
				住所	;	:						
				電話	番号							
EU 4	等にお	おける	使用	禁止	薬剤	の使	用に	系る	申告	書		
下記に示す当農 成分を含む薬剤を								期間	、以7	ドのチ	エツ	クし
[EU 等にお	ける使	用禁止	:薬剤	: □≭	トスホ	マイ	ンン、	□エ	スト	ラジオ	ール	.]
					記							
1. 個体識別番号	:					_					_	
2. 生年月日	:			年			月			B		
3. 性別 :	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	#マは:	去塾					7.00年	(□=	未経産	s ():	経産)
								a rqu	(=)	TV/IIII		CALVAS /
4. 転入有無		無し 転入日					н	転入	時日	Ŀ		カム日
		11-12-11			_			10-10				

(様式例) ※繁殖農家等:13か 肥育農家:月齢	7 4 Mil Grand		12 347							
			氏名・名	称:						
			住所	:						
			電話番号	:						
EU 4	等におけ	る使用	禁止薬剤	の使	用に作	系るに	申告	書		
応じて診療簿の写り 認済みです。	しを提供又	は提示	することに	協力	するこ	とを	獣医師	市・診	擦所	にも確
[EU 等にお	ける使用禁	让物質	: □ホスポ 記	マイ	シン、	口工	ストラ	ラジオ	ール	.]
		让物質		マイ:	シン、	二五	ストラ	ラジオ	-л	.]
1. 個体識別番号		生物質	記	·マイ:		二工			ール -]
		E止物質		-	シン、	_x	ストラ		ール -]
 個体識別番号 生年月日 			記年	-	月			1	_	
 個体識別番号 生年月日 	:雄又{	は去勢	年・一有り		月	血維	[日	_	経産)
1. 個体識別番号 2. 生年月日 3. 性別 :	:	は去勢	年・一有り年		月	雌転入	(□₂	· 上経産	_	経産)
1. 個体識別番号 2. 生年月日 3. 性別 : 4. 転入有無	:	は去勢	年年の場合は転		月日及び転	転入	(□元 時月齢	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_	経産)

EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(新たな様式例①)

EU使用禁止薬剤不使用申告書

繁殖農家等:雄又は去勢、13か月齢未満の雌牛を上場・移動させる場合

肥育農家:月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がある場合

繁殖農家



家畜市場、肥育農家

肥育農家 🗪



認定と畜場

- ・エストラジオールは、雄又は去勢、13か月齢未満の 雌牛に使用できませんので、繁殖農家等は、獣医師 へ確認することなく、不使用であることを申告。(※ ホスホマイシンだけでなくエストラジオールの申告 も必要)
- ・肥育農家においても、エストラジオールの使用は想 定されませんので、獣医師との合意書(後述)を結 んでいる場合は、獣医師へ個体単位で確認すること なく、本様式を用いて不使用であることを申告。
- ・EU認定施設へEU向け輸出牛肉由来牛を出荷しよ うとする肥育農家は、導入素牛にEU使用禁止薬剤 不使用申告書が添付されていなかった場合、繁殖 農家まで遡って不使用申告書を入手してください。

	未満の雌牛を上場・移動させる場合はこちら 獣医師との合意書がある場合はこちら
	氏名・名称:
	住所 :
	電話番号 :
EU 等における使用	禁止薬剤の使用に係る申告書
下記に示す当農場が出荷した牛は 成分を含む薬剤を使用していないこ	、出生から転出までの期間、以下のチェックした とを申告します。
[EU 等における使用禁止薬剤]:□ホスホマイシン、□エストラジオール]
	蹈
1. 個体識別番号:	
2. 生年月日 :	年 月 日
3. 性別 : □維又は去勢	・ □雌 (□未経産、□経産)
4. 転入有無 : □無し · (転入日:	□有り 年 月 日 転入時月齢: か月)
	の場合は転入日及び転入時月齢を記入)
5. 転出日 : 年	月 目(転出時月齢: か月) 以上

EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(新たな様式例②)

EU使用禁止薬剤不使用申告書

繁殖農家等:13か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合

肥育農家:月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がない場合

繁殖農家



家畜市場、肥育農家



肥育農家 🗪 認定と畜場

- ・エストラジオールは、13か月齢以上の雌牛に使用さ れる可能性があるため、繁殖農家等は、獣医師へ使 用していないこと及び必要に応じて診療簿の写しを 提供することに協力することを確認した上で、不使 用であることを申告。
- ・肥育農家において、獣医師との合意書(後述)を結ん でいない場合は、獣医師へ個体単位で確認した上で、 不使用であることを申告。
- ・EU認定施設へEU向け輸出牛肉由来牛を出荷しよ うとする肥育農家は、特に経産牛等13カ月齢以上の 雌牛を肥育素牛として導入する場合、EU使用禁止 薬剤不使用申告書が添付されていなかった際には、 獣医師への確認が必要のため、導入元の農家まで 遡って本様式の不使用申告書を入手してください。

		氏名・名	陈:						
		住所	:						
		電話番号	:						
EU 等に 下記に示す当農場が 成分を含む薬剤を使用 なお、当該成分を使	していないこ	、出生からとを申告し	転出ま	までの	期間、	以下	のチ:		7 L
	提供又は提示	することに	協力。			状医師	i•診	察所に	C ŧ
<u>応じて診療簿の写しを</u> <u>認済みです。</u> [EU 等における	提供又は提示	することに	協力。			状医師	i•診	察所に	C ŧ
認済みです。	提供又は提示	することに ↑: □ホスホ	協力。			状医師	i•診	察所に	C ŧ
<u>認済みです。</u> [EU 等における	提供又は提示	することに ↑: □ホスホ	:協力で :マイ: -	シン、		状医師	・診り	察所に	C ŧ
<u>設済みです。</u> [EU 等における 1. 個体識別番号: 2. 生年月日 : _	提供又は提示	することに : □ホスホ 記 年	協力で	シン、	_±;	状医師ストラ	・診力	察所(
設済みです。[EU 等における1. 個体識別番号:2. 生年月日 : _	提供又は提示 使用禁止物質 が加速を では去勢 で、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	することに : □ホスホ 記 年 	協力で マイミ 一 月	シン、 月 日	□エン	状医師 ストラ 日 (□未	i・診 ジオ 経 経 章:	東所に 一ル]	こ も

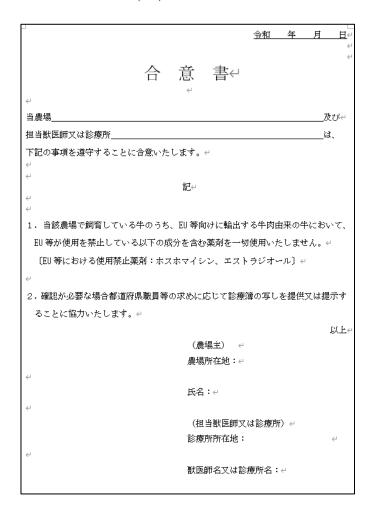
EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(合意書)

EU使用禁止薬剤を使用しないことの合意書

対象:EU向け輸出牛肉由来牛を肥育農家及びその担当獣医師(診療所)

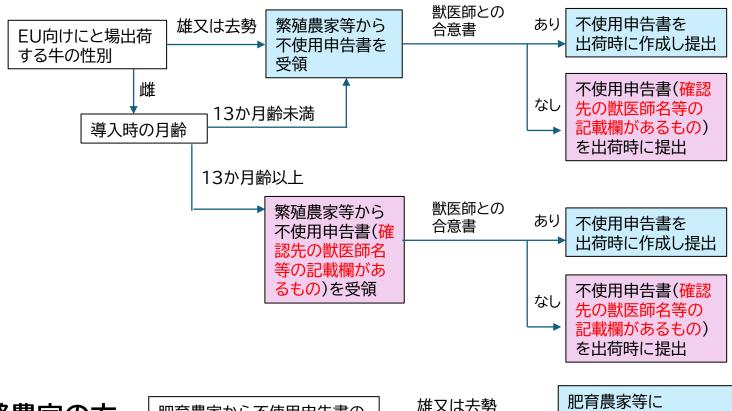
- ・エストラジオールは、発情誘起や発情同期化などで使用されることが一般的ですが、これらの行為は治療には該当しません。また、使用禁止期間が設定されていません。このため、家畜伝染病予防法や薬機法上の投薬記録の義務(努力義務含む)がありません。
- ・発情誘起や発情同期化などで使用された場合の投薬記録は、獣医師法上、診療簿に記録として残ります。
- ・肥育農家は、農場の牛に対してエストラジオールを含む<u>EU使用禁止薬剤を投薬しないことを、獣医師(診療所)との間で約束いただき、その書面(合意書)を保存してください。その書面を当該農家の不使用の根拠として、出荷の都度、不使用申告書を提出してください</u>。
- ・本合意書は変更がない限り、更新する必要はありません。
- ・肥育農家が複数の獣医師又は診療所が関わっている場合は、それぞれの獣医師又は診療所と合意書を交わしていただきます。
- ・肥育農家においては、不使用申告書の提出に当たって、合意書の写し等を併せて提出する必要はありません。

肥育農家 া 獣医師(診療所)

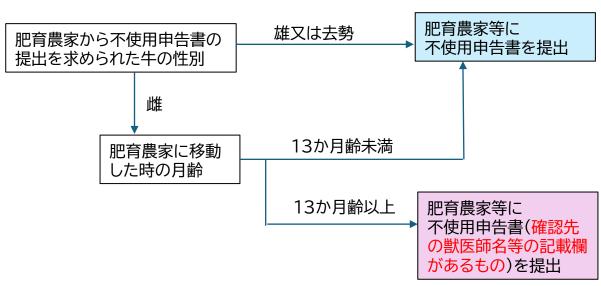


EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(不使用申告書のフロー図)

肥育農家の方



繁殖農家の方と酪農家の方



EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(様式変更)

○フードチェーン情報申告書にエストラジオール使用歴の欄を追加(赤枠) ○申請者は肥育農家からのEU使用禁止薬剤不使用申告書をもとに使用歴をチェック

旧様式

(A) NEVENTAL O	1	1.) T > 18		, ,	-	
terrobbede III Amerika					牛	月 日
都道府県知事	on.					
呆健所設置市長	殿		hately Auto			
		F	申請者 住所 氏名			
		\$		はその名称、所名	これない パルコ 本の	C. &
		f.	古人にめつ (1)	よての石が、別日	に地及りて教有に	C/A
	7	- K =	>	情報申告	5 土	
				IH HK 'I' I		
EU等向け輸	出牛肉と	なる牛につい	て、下記のと	おり、フードチ	ェーン情報を申	告します。
				要件」を満たし		
行っています。						
認定と畜場等			4	生産農場		
名称:			1	名称:		
所在地:			Ī	所在地:		
			1	代表者氏名:		
				(署名)		
認定と畜場等へ	の搬入予定	ĔĦ	4	生産農場からのと	出荷日	
個体識別番号	病歴	動物医薬	出生からと		備考	
		品の使用	畜までのホ	212. ,2.2.		
			スホマイシ	された結果	をした場合は	
			ン使用歴(注)		記載又は添付	すること。
	口あり	口あり	口あり	□あり		
	□なし	□なし	□なし	口なし		
			□未確認			
	口あり	□あり	口あり	口あり		
	口なし	□なし	□なし	□なし		
			□未確認			
	口あり	□あり	□あり	口あり		
	口なし	□なし	口なし	□なし		
			□未確認			
生産農場におけ	る関連情報	長				
(22.)						
(1000)				おいて通関され	る牛肉について	は、出生か
らと畜までにホ	スホマイ	シンの使用歴	がないことの	甲告が必要。		

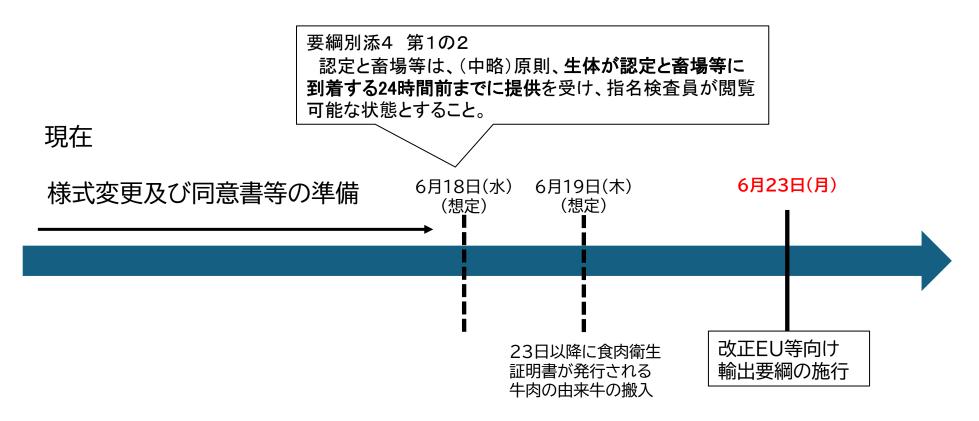
新様式

都道府県知事						牛	月 日
保健所設置市長	殿		hatt Aar				
		F	申請者 住所 氏名				
		ž	去人にあって		所在地及	び代表者E	E-名
			27 (1-07 - 0	TO COSTATA	77112-02	0 (20	V-14
	フ	ードチ	· ;	/ 情報	申 告 書		
EU等向け輪	山井内しる	って仕につい	ア 下知の	しゃり つ	- 1º=6 \	/総知 ナ。由	生1 士士
また、当該牛は							
行っています。		- HINZ-PIO/A	.U 400277124	/ VIII CII	HI/C OV BOX	_С ш 30 4	or CHBAC C
認定と畜場等				生産農場	l.		
名称:				名称:			
				所在地:			
听在地 :				77 7 7 7 7 7			
所在地:				代表者氏	名:		
	小伽 1 곳 등	2 H		代表者氏(署	:名: 名)	: =	
所在地: 認定と畜場等へ	の搬入予定	图		代表者氏(署	名:	· H	
	の搬入予定	至日		代表者氏(署	:名: 名)	·Ħ	
	の搬入予定	目		代表者氏(署	:名: 名)	·Ħ	
	の搬入予定		エストラ	代表者氏(署	:名: 名)	·日 備考	
認定と畜場等へ			エストラ ジオール	代表者氏 (署 生産農場 ホスホマ イシン使	:名: 名) からの出荷	備考	こてありにチ
認定と畜場等へ		動物用医		代表者氏 (署 生産農場	名: 名) からの出荷 診断目的 で採取され	備考 ※左記に ェックを	した場合は
認定と畜場等へ		動物用医 薬品の使	ジオール	代表者氏 (署 生産農場 ホスホマ イシン使	名: 名) からの出荷 診断目的 で採取・	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医 薬品の使 用	ジオール 使用歴 ^(注1)	代表者氏 (署 生産農場 ホスホマ イシン使 用歴 ^(注2)	名: 名) からの出荷 診断採動で 分結果	備考 ※左記に ェックを	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医 薬品の使 用	ジオール 使用歴 ^(注1) □あり	代表者氏 (署 生産農場 ホスホマ イシン(使 用歴 ^(注2)	名: (名) (からの出荷 (診断目的・ (分析結果) (口)	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医 薬品の使 用	ジオール 使用歴 ^(注1)	代表者氏 生産農場 ホスホマイシ(性) 用歴(性2)	名: 名) からの出荷 診断採動で 分結果	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医 薬品の使 用 □あり □なし	ジオール 使用歴 ^(注1) □あり □なし	代表者氏(署 生産農場 ホスホマイシン(明歴 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	名: (名) からの出荷 診断採析まり 分結果 口のなし	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医 薬品の使 用	ジオール 使用歴 ^(注1) □あり	代表者氏 生産農場 ホスホマイシ(性) 用歴(性2)	名: (名) (からの出荷 (診断目的・ (分析結果) (口)	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医薬品の使用 口ありしなし	ジオール 使用歴 ^(注1) □あり □なし	代表者氏(署 生産農場 ホスホマイシン使 用歴(#2)	名: (名) (名) (名) (名) (名) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医薬品の使用 口ありしなし	ジオール 使用歴 ^(注1) □あり □なし	代表者氏署 生産農場 ホスホマ使用歴 (2) ロカなし 日本の (3) ロストの (4) ロ	名: (名) (名) (名) (名) (名) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医薬品の使用 □あり□なし	ジオール 使用歴(注1) □あり □なし □あり	代表者氏(署本人) (大表者氏) (大表者氏) (大表者氏) (大きな) (大き	名: 名: 名: 名: 名: 名: 名: 2: 2: 3: 3: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5: 5:	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
恩定と畜場等へ個体識別番号	病歴	動物用医使用	ジオール 使用歴(注1) □あり □なし □あり □なし	代表者氏(署集場 本スネン使用歴 中本の	名: 名(名) 名(名) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ)	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は
認定と畜場等へ	病歴	動物用医使用	ジオール 使用歴(注1) □あり □なし □あり □なし	代表 (署集集 本 スシ 歴 カース スシ 歴 カース カース かり し 本 あり し 確 り し 確 り し 確 り し 確 り し で あり し で かり し	名: 名(名) 名(名) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ) 名(カ)	備考 ※左記に エックを 関連情報	した場合は と記載又は

新体制への対応スケジュール

2025年6月23日(月)以降に、国内で食肉衛生証明書が発行されるものが対象

- ▶ 食肉衛生証明書は、と畜検査申請時に提出するフードチェーン情報申告書に記載の使用禁止薬剤の使用歴を確認した上で発行されます。
- ▶ 輸出品の出荷、と畜のスケジュールを関係者でよくご相談ください。



都道府県(農林部局)の皆様へのお願い①

(1) 繁殖農家・家畜市場・肥育農家・産業動物獣医師等への周知

繁殖農家・家畜市場・肥育農家・産業動物獣医師等に対して以下の事項の周知をお 願いいたします。

- ▶ 2025年6月23日以降に衛生証明書が発行される牛肉由来の牛には、エストラジオールが使用できないこと。特に経産牛由来の牛肉を輸出している場合は要注意。
- ▶ 2026年9月3日から適用開始のEUの新たな動物用医薬品規則への対応で示したホスホマイシン不使用証明体制と併せたスキームにするとともに、不使用申告書の様式が変更されること。
- ➤ EU向け輸出牛肉由来牛を出荷する肥育農家は、獣医師との間で取り交わした合意書、繁殖農家が提出した不使用申告書を根拠に生涯不使用であることを申告すること。
- ▶ 繁殖農家は、家畜市場や肥育農家から不使用申告書の提出を求められた場合は、 月齢・性別に関わらずホスホマイシン及びエストラジオールの不使用を申告する ことに協力いただきたいこと。特に、13カ月齢以上の雌牛(経産牛等)を出荷し た場合は、エストラジオールの不使用を獣医師へ確認の上、申告する必要がある こと。
- ★農水省からも関係者への周知を行いますが、声が届きづらい方々(繁殖農家、家畜市場、産業獣医師等)もいらっしゃると思いますので、ご協力をお願いいたします。

都道府県(農林部局)の皆様へのお願い②

(2) エストラジオール製剤不使用体制の問い合わせ対応

地域の実情に合わせて対応を検討する必要があることから、関係者からの相談があった際は、対応をお願いします。

- ★特に家畜市場等については、ホスホマイシンの不使用申告体制を構築済みであれば対応は困難ではないかと思いますが、そうでないところもあると承知しており、購買者からの要望や地域の実情等を踏まえて対応を検討していくこととなると思いますので、ご対応をよろしくお願いします。
- ★また、生体牛は県域を超えて流通しているケースもあることから、他の都道府県 の自治体、農協、肥育農家等から相談があった際は、地域の実情も踏まえつつ、ご 対応をよろしくお願いします。

輸出事業者の皆様へのお願い

(1) エストラジオールの不使用証明体制の構築

輸出事業者とEU認定と畜場において相談の上、EU等向け輸出牛肉由来牛を出荷する肥育農家に連絡し、エストラジオールの不使用を証明する体制を検討ください。

特に、ホスホマイシン同様、エストラジオールの不使用証明が可能な素牛の調達 ルートの検討をお願いします。

(2) 出荷、と畜スケジュールの検討

EU認定と畜場におけると畜、部分肉加工のスケジュールを確認の上で、関係者間で、EU等向け輸出牛肉由来牛や輸出品の出荷等のスケジュールについて、よくご相談ください。

生産者の皆様へのお願い(チラシ)

繁殖農家のみなさまへのお願い //

EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用図 出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオ ルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した。 する体制を整備する必要があります。

このため、家畜市場や肥育農家から、両成分を含む製剤を使用していないことの確

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1

家畜市場 から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製 剤が使用された履歴がないことを確認の上、 EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、 エストラジオールが使用される可能性がある 13か月齢以上の雌牛を上場した場合には、獣 医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣 医師名等の記載欄があるもの)を提出。







イシン及びエストラジオー

剤の使用がないことを確

告書を添付してください

て、ホスホマイシン及びエ

オールを含む製剤の使用

を確認の上、申告書を提

対応2 肥育農家 から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製 剤が使用された履歴がないことを確認の上、 EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、 エストラジオールが使用される可能性がある 13か月齢以上の雌牛を家畜市場や相対取引 使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄が







主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認 ている。

エストラジオールとは?

ホスホマイシンとは?

あるもの)を提出。

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製 しては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先) 農林水産省畜産局食肉鶏卵課 TEL:03-6744-2130

酪農家のみなさまへのお願い

EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されてい 出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっている このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエス ルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを する体制を整備する必要があります。

このため、家畜市場や肥育農家から、両成分を含む製剤を使用していない

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

家畜市場 から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製 剤が使用された履歴がないことを確認の上、 EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。な お、エストラジオールが使用される可能性が ある13か月齢以上の雌牛を上場した場合に

は、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認

書を提出。





イシン及び

剤の使用:

告書を添ん

対応2 子牛出荷先農家(育成農家等) から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が 使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用 禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、エストラジ オールが使用される可能性がある13か月齢以上 の雌牛を家畜市場や相対取引で売買した場合には、 獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣 医師名等の記載欄があるもの)を提出。



ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては ている。

エストラジオールとは?

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使 しては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先) 〇〇県〇〇課 TEL:00-000 農林水産省畜産局 TEL:03-6744

肥育農家のみなさまへのお願い 🥢

FU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、FU等で使用が禁止されている動物用医薬品 を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール (性ホルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した 上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、EU向け認定施設に牛を出荷する場合は、両成分を含む製剤を使用していない ことの確認として、以下が必要になります。

- ① EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出
- ② EU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

EU等向け認定施設への出荷時に不使用申告書を提出

肥育牛をEU等向けに輸出する場合、出荷時に、 生涯ホスホマイシン及びエストラジオールを含 む製剤が使用された履歴がないことを確認の 上、EU等向け認定施設へEU使用禁止薬剤不 使用申告書を提出。なお、エストラジオールが使 用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を 導入した場合には、不使用申告書(確認先の獣 医師名等の記載欄があるもの)の提出を適宜繁 殖農家へ後追いで依頼。



獣医師と連名でEU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

農場全体でEU等で使用が禁止されている薬剤を使用しな いことについて獣医師(診療所)との連名で合意書を作成・ 保存いただくことで農場における不使用記録とみなし、合意 書に基づいてFU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出しま



ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認され ている。

エストラジオールとは?

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤と しては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先) 〇〇県〇〇課 TEL:00-0000-0000 農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班 TEL:03-6744-2130

表面

EU向け牛肉輸出に関する対応

肉用牛農家を診療する獣医師のみなさまへのお願い

EU向け牛肉輸出に当たって輸出先国より要求される対応については、主に輸出を行う肥育農家や輸出事業者でご対応いただいているところです。

今般、EU当局からの要求に伴い、EU向け牛肉輸出に当たっては、その由来となる家畜に対して、EUで使用が禁止されている動物用医薬品(詳細は裏面参照。国内協通する医業品ではホスホマイシン※、エストラジオールの成分を含む製料が該当。を生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備することとなりました。

EU使用禁止薬剤のうち国内で発情誘起等の目的で用いられるエストラジオールについては、獣医師により投与されるケースが多く、使用記録を農家で確認できないケースが規定されます。

このため、EUにおける使用禁止薬剤の 使用歴の確認に当たって肥育農家や繁殖 農家から獣医師のみなさまに、合意書や 職会の対応を求められる場合があります ので、御協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEUに通関する牛肉由来の牛に適用開始

1. 肥育農家から求められるケース

肥育農家においては EU使用禁止薬剤の使用機会が基本的にないものと考えられます。このため、個体単位の確認ではなく、農場全体でEU使用禁止薬剤を使用しないことについて肥育農家、獣医師(診療所)連名で合意書を作成し、その書面を農家において保存いただくことで当該農場における不使用記録とみなし、肥育農家は合意書に基づいてEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出することとなります。

肥育農家から求めがあった場合には内容を確認 の上、<u>合意書への署名に御協力をお願いします。</u> (変更がない場合を除き、更新不要です)



(注) 複数の獣医師が関わる場合、農家は複数の 獣医師と合意書を作成することとしています

2. 繁殖農家から求められるケース

経産牛を肥育し牛肉輸出する場合は、肥育素牛の導入元となる繁殖農家でEU使用禁止薬剤(主にエストラジオール)が使用されている可能性が考えられます。このため、繁殖農家は出荷先の経産牛肥育農家に対して、個体単位でEU使用禁止薬剤の使用状況を申告する必要が生じることとなります。

これに当たり、繁殖農家から<u>EU使用禁止薬剤</u> の使用有無について照会があった場合は、回答へ の御協力をお願いします。(書面への署名等の必要 はありません)



A 診療簿によると 使用歴はないです





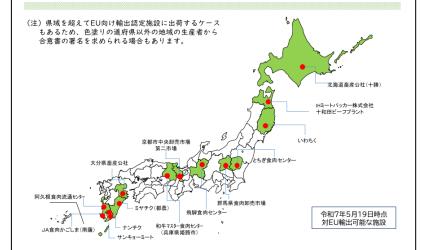




(注) 肥育農家と上記 I の合意書を作成していない場合は肥育農家から照会がくる可能性 もあります

裏面

EU向け輸出認定施設に出荷している肥育農家から合意書の 署名を求められる可能性があります



EUにおいて使用が禁止されている動物用医薬品リスト (牛用抜粋)



* 日本国内においても獣医師を含め牛に対して使用禁止

成分	国内の承認薬剤の有無
ホスホマイシン	あり (ホスホマイシン(注射、飼料添加))
スチルベン類	なし (使用禁止*(ジエチルスチルベストロール))
抗甲状腺薬	なし
エストラジオール17 β (類似物質含む)	あり (エストラジオール安息香酸エステル(注射、膣内留置)
アリストロキア属及びその調製物	なし
クロラムフェニコール	なし(使用禁止)
クロルプロマジン	なし(使用禁止)
コルヒチン	なし
ダブソン	なし
ジメトリダゾール	なし(使用禁止)
メトロニダゾール	なし(使用禁止)
ニトロフラン(フラゾリドンを含む)	なし(使用禁止)
ロニダゾール	なし(使用禁止)

(問い合わせ先) ○○県○○課 TEL:○○ - ○○○○ - ○○○○ 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課生産安全班 TEL:03 - 6744 - 2104

EU等向け輸出牛肉に係る 使用禁止薬の不使用申告に伴う対応

食肉衛生検査所における食肉衛生証明書の発行

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

フードチェーン情報申告書の受領

1. 食肉衛生検査所への提出書類

(注2) 2026年9月3日以降にEU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通

要。

関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことが必

別紙様式 6 – 1 フードチェーン情報申告書(牛)	1 頁目 :地及び代表者氏名	別紙様式7-1 食肉衛生証明書発行申請書様式	(牛肉)2頁目
フードチェー EIU等向け輸出牛肉となる牛について、下記の また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法 行っています。 認定と畜場等	とおり、フードチェーン情報。 の要件」を満たし、認定と音 (使用歴が 生産農場		
名称: 所在地: 認定と畜場等への搬入予定日	名称: 所在地: 代表者氏名: (署名) 生産農場からの出荷日	輸送温度 ロット番号 Batch No. 合計梱包の数(数量・単位)	□冷蔵 □冷凍
個体識別番号 病歴 動物用医 薬品の使 用 ジオール 使用歴 ^(生)	ホスホー 診断目的 備考 イシン使 で採取・ ※左記にてありにチー 分析され エックをした場合は 関連情報を記載又は 添付すること。	合計正味重量(Net weight) 合計総重量(Gross weight) 個体識別番号	Kg Kg
□あり □あり □あり □なし □なし □なし □なし □なし □なし □なし	□あり □あり □なし □未確認 □あり □あり □なし □未確認 □あり □なし □未確認	※エストラジオールの使用歴 がないことの申告が必要。 2026年9月3日以降にEU、 スイス、リヒテンシュタイン 及びノルウェーにおいて通関	ーン情報申告書に <mark>EU等における使用禁止 がない旨</mark> が申告されている。(※)
□あり □あり □あり □なし □なし 生産農場における関連情報	□	される牛肉については、ホス ホマイシンの使用歴がないこ との申告が必要。	

□ 郵送等による受領を希望

□ 手交による受領を希望

食肉衛生証明書の発行

2. 食肉衛生証明書の発行

別紙様式7-3 食肉衛生証明書様式(牛肉) 2頁目

※これまでは、2026年9月以降に通関する貨物のみく印が必須でした

- 4) 牛肉の包装には規則第853/2004 号附則2セクション1に従って識別マークが押されている。
- 牛肉は食品の微生物学的基準に関する規則第2073/2005 号に定められた関連基準を満たしてい る。
- 規則第2022/2292 号第6条(2)に従って提出された管理計画による生体牛及び牛由来製品に関する 保証が履行され、細則第 2021/405 早曜則-1 において、日本の生肉の計画が承認されている
- 4 内は規則
- 牛肉は機械
- EU等における使用禁止薬剤の使用歴がない旨が申告されてることを確 9) 牛肉は日本に 認し、V印を付して発行 日本において

が、今回の要綱改正により**全貨物で∨印が必須となります**。

- 10) 牛肉はと畜 いる兆候がな
- 11) 牛肉は上記
- 12) 牛肉が由来 る。
 - (i)
 - 動物が係留されている場所を目視確認できる
 - (iii) 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限になっている
 - (iv) 積み込み前に、当局が承認した消毒剤により、洗浄及び消毒され、直近3カ月以内に日本以 外で飼養された牛と混合又は接触を防止されている。
- 13) 牛肉が由来する牛は、日本以外の国/地域/ゾーンを経由せず農場からと畜場へ輸送され、とさつ時 に衛生状態が低い動物と接触していない。
- 14) 牛肉はと畜場においてとさつ前及びとさつ時にEU法金の動物福祉関連規則に従って取り扱われ た動物由来である。
- 該当する場合に✔印を付すこと。 15)
 - □ フードチェーン情報申告書にEU等における使用禁止薬剤の使用歴がない旨が申告されて いる。
- 16) フィンランド、スウェーデン又はノルウェー向けに輸出する場合、規則第853/2004 号の実施に関 連する規則第1688/2005 号のサルモネラ属菌に関する特別保証が履行されている